

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の 仮算定額・仮徴収額が決定

☎ 保険年金課 TEL 23-5746

国民健康保険料の仮算定額を通知

平成30年度の国民健康保険料仮算定の納付通知書(4月～6月分)を4月中旬に送付します。

4月～6月の国民健康保険料

平成30年度の住民税が決定していないため、4月1日現在に加入資格がある方を基準に、平成29年度の年間保険料額の12分の1程度を各月の仮算定額として賦課するものです。

7月以降の国民健康保険料

平成30年度の住民税額決定後の7月に1年間の国民健康保険料(本算定額)を決定し、仮算定額との調整を行った上で納付通知書を送付します。

※同一世帯内に国民健康保険加入者がいる場合は世帯主が加入者でなくても納付義務者になります

国民健康保険料の計算方式

国民健康保険料は平成30年度の本算定額から計算方式を変更します(固定資産税額に応じて保険料を計算する「資産割」を含まない3方式で計算)。今回の仮算定額は従来の計算方式(資産割を含む4方式)で計算し、本算定額で調整されます。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の 仮徴収額決定通知書を送付

4月以降に年金特別徴収となる方・世帯

国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の納付方法が4月以降、年金特別徴収(年金天引きによる納付)に変更になる世帯(後期高齢者医療保険料は変更になる方)に、4月、6月、8月分の仮徴収額決定通知書を送付します。

継続して年金特別徴収の方

2月分と同額での徴収となり通知書は送付しません。10月分以降の保険料については、平成30年度の住民税額決定後の7月に1年間の保険料(本算定額)を決定し、仮徴収額との調整を行った上で、納付通知書を送付します。

平成30・31年度の 後期高齢者医療保険料率が決定

保険料算定の基礎となる保険料率は2年に一度改定されます。平成30年度の保険料は、平成29年中の所得を基に個人単位で計算されます。

5月31日までに被保険者となった方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。

※6月以降に被保険者になる方は随時発送

保険料額(年間) 均等割額(被保険者全員が等しく負担)と所得割額(被保険者の所得に応じて負担)の合計

$$\begin{array}{c} \text{保険料額(年間)} \\ \parallel \\ \text{均等割額(41,214円)} \\ + \\ \text{基礎控除後の総所得等} \times \text{所得割率} \\ (7.75\%) \end{array}$$

限度額 62万



軽減措置を段階的に見直しています

後期高齢者医療制度には一部の方に本来の保険料額から負担を軽減する特例措置が続いています。しかし、後期高齢者医療制度の医療費増加や被保険者間での保険料格差、現役世代との不公平感などを解消するため、平成29年度から軽減のための特例措置を段階的に見直しています。

平成30年度の段階的見直し

- ①被用者保険の被扶養者の「均等割額」の軽減
前年度の7割軽減から5割軽減へ変更されます。

平成29年度	7割軽減
平成30年度	5割軽減
平成31年度	資格取得後2年を経過する月まで5割軽減

※被用者保険 … 協会けんぽ、健康保険組合、船員保険、共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険、国民健康保険組合は含まれません)

- ②保険料「所得割額」の廃止

基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方に適用していた「所得割額」の2割軽減は廃止します。

- ③保険料「均等割額」の軽減

負担軽減のため、2割、5割軽減については、判定基準額と対象を拡大します。